

樟葉北校区コミュニティ協議会会則

(目的)

第1条 この会は、構成員相互の連携をはかることにより、校区における住民の連帯意識を増進しコミュニティの推進と福祉の増進を図り、住みよい町づくりを進めることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、樟葉北校区コミュニティ協議会(以下、本会という)と称し、事務所を樟葉北小学校内コミュニティルーム(枚方市楠葉野田3-13-1)に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、校区における住民を対象として、次に掲げる事業を行う。

- (1)関係諸団体の活動を相互調整し、参加すること。
- (2)構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関すること。
- (3)地域の生活環境の整備及び改善に関すること。
- (4)文化、スポーツ、レクリエーション等の活動に関すること。
- (5)防犯、防災、交通対策等の諸問題への広域的な取り組みに関すること。
- (6)その他の地域コミュニティに関すること。

(構成員)

第4条 本会は校区における自治会員等の住民自治組織及び地域コミュニティ推進のために組織された各種団体等をもって構成する。組織形態は別紙組織図のとおりとする。組織は、第3条の事業を実施するため、必要に応じて専門部会を設置する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|----|--------------------|-----|
| (1)会長 | 1名 | (5)会計監査 | 1名 |
| (2)副会長 | 3名 | (6)顧問 | 若干名 |
| (3)書記 | 1名 | (7)専門部会、団体の代表、事務局長 | |
| (4)会計 | 1名 | | |

(役員を選出と任期)

- 第6条 (1)役員は、各担当自治会、専門部会、団体が選出し、総会で承認を得る。
- (2)各自治会の会長は、本会の会長、副会長A、B、Cに就任する。
- (3)会長、副会長の任期は2年、他は1年とし、再任を妨げない。

(会長、副会長の担当事業)

第7条 会長、副会長の担当事業は下記により、各自治会次の順で担当する。

北楠葉→中楠葉→中之芝→野田北（下表参照）

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
会長	中之芝	野田北	野田北	北楠葉	北楠葉	中楠葉	中楠葉	中之芝	中之芝	野田北	野田北
副会長A	【野田北】	野田北	【北楠葉】	北楠葉	【中楠葉】	中楠葉	【中之芝】	中之芝	【野田北】	野田北	【北楠葉】
副会長B	中楠葉	中楠葉	中之芝	中之芝	野田北	野田北	北楠葉	北楠葉	中楠葉	中楠葉	中之芝
副会長C	北楠葉	北楠葉	中楠葉	中楠葉	中之芝	中之芝	野田北	野田北	北楠葉	北楠葉	中楠葉

* 副会長Aは「夏祭り」代表、副会長Bは「運動会」代表、副会長Cは「校区福祉委員会」代表(兼務も可)とともに福祉関連事業を統括する。 * 以外の組織代表は地区固定

* 【 】で囲った副会長Aは、翌年度、翌々年度の2年間、会長を務める。

* 会長、各副会長は、それぞれの事業推進を図るため、代理人を立てることができる。

* 組織的運営を図る為、自治会長会議と定例会を月1回第4土曜日に設ける。

(役員 の 職務)

第8条 (1) 会長は、本会を総活し、その代表となり、会議を招集する。

(2) 副会長は、担当事業を統括する。さらに会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 書記は、会議の記録を行い、庶務を担当する。(中楠葉自治会より選出する)

(4) 会計は、会計事務を担当する。(野田北自治会より選出する)

(5) 会計監査は、会計事務を監査する。(野田北自治会より選出する)

(6) 幹事及び委員は、第3条の事業を実施するために運営委員を兼ねることができる。

(7) 顧問は、必要に応じて会長が委嘱する。

(総 会)

第9条 (1) 総会は、第5条に規定する役員で構成し、会長が招集する。

(2) 総会は、役員半数以上の者が出席しなければ開くことが出来ない。

(3) 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(4) 総会は、次の事項を決議する。

ア 本会の役員及び運営に関すること。

イ 事業の実施に関すること。

ウ 予算及び決算に関すること。

エ 会則の制定、改廃に関すること。

(5) 緊急の場合、定期(臨時)総会は、当該年度の会長・副会長・会計・書記・顧問及び協議会の各部門長、各組織代表が出席して総会を開催する事で成立する。

(6) 天災その他やむを得ない理由により、会合形式での実施が困難な場合は、書面による開催ができるものとする。

(構成員及び役員の義務)

第10条 (1) 構成員は、総会及び役員会で決定した事項に従うとともに、事業の実施に協力しなければならない。

(2) 役員は、会の運営及び事業が円滑に行なわれるよう調整をはかるとともに、事務を迅速に処理しなければならない。

(経費)

第11条 本会の活動にかかる経費は分担金、寄付金、市補助金及びその他収入で充当する。

(予算及び決算)

第12条 本会の収支予算は、会計年度内の全ての収入及び支出の見込みを計上し、年度末に決算報告書を作成する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 決算報告書は監査を受け、会計監査は監査結果を総会で報告しなければならない。

(その他)

第15条 この会則の解釈に疑義が生じた場合は、役員会において決定を行なう。

《付則》

この会則は、平成 2年 6月17日 から施行する。

平成 6年 4月30日 一部改正

平成10年 4月 1日 一部改正

平成11年 4月 1日 一部改正

平成12年 4月 1日 一部改正

平成14年 4月 1日 一部改正

平成15年 4月 1日 一部改正

平成16年 4月 1日 一部改正

平成26年 4月20日 一部改正

平成27年 4月19日 一部改正

平成28年 4月17日 一部改正

平成29年 4月16日 一部改正

平成31年 4月14日 一部改正

令和 3年 4月11日 一部改正

令和 4年 4月10日 一部改正